



## 死後、財産どうしますか？

法テラス八雲法律事務所 **弁護士 小松 真優**

(函館弁護士会所属)

■新年あけましておめでとうございます。私が八雲町に来てから早くも1年が経ちました。昨年は、大変お世話になりました。本年も、変わらぬご支援等よろしくお願ひいたします。また、皆様の一年が実りあるものになりますよう、お祈り申し上げます。

■さて、今回のテーマは「遺言」です。年末年始、親族が集まるとよく話題になるのが、自分や親、親族が亡くなった後の話です。実家をどうするか、など、いろいろ考えることもあります。そこで、以前、相続放棄のお話をさせていただいたので、今回は、別視点から、遺言のお話をしようと思います。

■遺言は、財産を残す人が、自分が亡くなつた後の財産について、生きているうちに決めておくという制度です。財産には、土地や建物、預貯金が含まれることはもちろん、犬猫などのペットも財産（大事な家族ですが、民法では「物」なのです。）になります。これら の財産について、自分が死んだあと、誰に任せるかを指定しておくことができるのが、遺言です。相続の場合には、法定相続人以外の人へ、財産を譲ることは難しいですが、遺言の場合は、法定相続人以外の人にも、財産を譲ることができます。たとえば、お子さんがご存命の場合、お孫さんは法定相続人にはなりませんが、家については、同居しているお孫さんに譲りたいなどの希望がある場合には有効な手段です。

■遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言と、形式が複数あり、それぞれ、法定の要件があります。法定の要件を満たさない遺言については、死後、効力をもたず、かえつて紛争の種になることもあります。また、遺言があつても、法定相続人には、最低限の財産（遺留分）が認められるなど、注意すべき点もあります。紙面の関係上、詳細は省略させていただきますが、遺言を作りたいなどの相談も承つておりますので、お気軽にご連絡ください。

■さて、相続以外の件についても、当事務所では、みなさまからの法律相談を承つております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談は事前予約制となっております。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎ 050-3383-8366）」までお寄せくださいませ。

### 八雲警察署からお知らせ

## 1月10日は110番の日 110番の正しい利用をお願いします

- 110番は、事件・事故などが発生した際の緊急電話です。
- 事件・事故などで通報した際は、慌てず、落ちついて質問に答えてください。  
警察官が早く到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。
- 落とし物の届出や諸手続に関する照会などは、最寄りの警察署へ連絡ください。
- 相談や警察業務に関する要望・意見は、警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。



北海道警察

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎ 0137-64-2110